

福井県中小企業支援緊急資金（令和6年能登半島地震）要綱

1	目的	令和6年能登半島地震の影響を受けたことにより、経営の安定に支障を来している中小企業者に対し、経営再建に必要な事業資金を円滑に供給し、経営の安定および再建に寄与することを目的とする。	※経営再建とは、被災前の営業状態と同程度まで回復することをいいます。
2	融資対象者	福井県中小企業者向け制度融資要綱(共通)の「3(1)事業歴要件」の規定にかかわらず、令和6年能登半島地震の影響を受けたことにより、次のいずれかに該当する中小企業者 (1)福井県内の事業用資産に直接影響を受けた中小企業者 (2)福井県内の事業用資産に直接影響を受けていないが、地震の影響により、自社が提供するサービス等について、休業やキャンセル等が発生し、令和6年1月の売上高が、前年同月比、またはコロナ禍前同月比(平成31年1月比)で5%以上減少している中小企業者	※融資対象者(2)の補足 ・休業 地震の影響により自社が休業した場合(顧客の安全性を確保するために営業を自粛した等) ・キャンセル 地震の発生以前に決まっていた、自社が提供するサービス、製品等の予約、受注が地震の影響によりキャンセルとなった場合。
3	融資限度額	5,000万円	
4	用途および	(1)経営再建に必要な設備資金および運転資金 (2)令和6年1月の地震の影響により借り入れた保証付き既往借入金の借換えに必要な資金 ただし、令和6年1月4日から2月26日までに融資実行された資金に限る。	※借換え後の取扱い金融機関は、借換え前と同一とします。 ※借換え対象の資金は地震の影響により借り入れた新規の事業資金とします。 (借換資金を本資金により借換えることはできません。)
	融資期間	10年以内(据置2年以内を含む。)	
5	融資利率	福井県中小企業者向け制度融資要綱(共通)の「4(5)融資利率」の別表1のとおりとする。	※令和6年4月1日現在 1.30%(保証付き・責任共有制度対象) 1.20%(保証付き・責任共有制度対象外)
6	信用保証	保証協会の保証を必ず付けること。 ・令和6年能登半島地震による災害による中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する場合は保証協会の特別保証の対象となる。 ・激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和6年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた場合(被災証明書または罹災証明	※中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する場合は責任共有制度の対象外となります。 ※中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた場合は、融資に際して認定書を付けてください。

書を受けた場合)は、一般保証および経営安定関連保証とは別枠で保証協会の特別保証の対象となる。

- 7 保証料補給 この制度による融資金に係る保証については、県が保証料相当額の3分の2を負担する。
- 8 利子補給 この制度による融資金については、福井県中小企業支援緊急資金利子補給補助金交付要領に基づき、中小企業者が取扱金融機関に支払った利子のうち、3分の2の利子相当額を補給するものとする。
- 9 担保・保証人 保証協会の定めによる。
- 10 原資の預託 福井県中小企業者向け制度融資要綱（共通）の「6原資の預託」の別表3のとおりとする。
- 11 必要書類
- (1) 融資申込書1部 [様式第1号-1、2、3]
 - (2) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書
 - (3) 消費税の納税証明書 (その3)
 - (4) 直近2期分の決算書 (事業歴が1年未満の者は試算表等)
 - (5) 融資対象者であることを証する書類
 - ・融資対象者(1)に該当する場合は福井県内の市町長の発行する被災証明書または罹災証明書
 - ・融資対象者(1)に該当するが、市町長の発行する被災証明書または罹災証明書の発行を受けられない場合、または融資対象者(2)に該当する場合は商工会議所・商工会の証明書 [様式第3号]
 - (6) 所要額算定資料 [様式第2号]
 - ・資金需要を証する書類を添付
 - (7) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する場合は、自治体の長の認定書
 - (8) その他県、取扱金融機関、保証協会が必要と認める書類
- 12 その他注意事項
- (1) 保証条件については、保証協会の業務取扱要領に定めるところによる。
 - (2) 県が必要と認める場合、融資または保証について、取扱金融機関、保証協会、関係支援機関

※県が保証協会に対しその保証料の3分の2を負担するため、中小企業者は保証協会に対しその部分の保証料を支払う必要はありません。

(ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度が適用される場合に発生する上乗せ保証料は県の負担の対象外とします。)

※当初5年間分の支払い利子に限り、県が2/3を負担します。

※商工会議所・商工会の証明書

- ・事業用資産に直接被害があった場合は被害状況を確認できる写真等を添付してください。
- ・休業、キャンセル等により売上が減少している場合は、売上減少を確認できる書類および休業、キャンセルがあったことを確認できる書類を添付してください。

※所要額算定資料

- ・設備資金の場合、見積書 (契約書)、カタログ、配置図、建設図面、写真等を添付してください。
- ・借換資金の場合、既往借入金の資金使途や融資期間等が確認できる書類を添付してください。(金銭消費貸借契約書、融資申込書等の写し等)

およびセーフティネット保証の認定を行った自治体に対し報告を求め調査を行うことができる。

- (3) 商工会議所・商工会は、融資申込者が本制度に該当することを確認後、FAX もしくは制度融資申請デジタル化システムにより融資申込書（様式第1号-1、2、3）を、中小企業者が利子および保証料補給を受ける市町と県経営改革課あて送信するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

※令和6年6月28日までに保証申込受付がなされ、令和6年8月30日までに融資実行されたものを対象とする。